



公開資料

まつ毛エクステンションの安心安全のために 第三回 まつ毛エクステンション業界会議 報告書

| | |
|--|---|
| ■主催 一般社団法人日本まつげエクステメーカー連合会 | ■後援 消費者庁 |
|  MATSUREN 一般社団法人日本まつげエクステメーカー連合会 http://mtr.or.jp |  消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan |

1. 企画主旨

消費者保護の観点から、「トラブル（身体に限らない消費者クレーム全般）の早期減少」を主な目的とし、まつ毛エクステンション業界関係者を招致し開催致します。

- 1-1. トラブル情報収集
- 1-2. 業界自主基準

上記について、まつ毛エクステンション業界関係者の皆様にその必要性をご理解いただきます。業界自主基準の普及啓蒙と遵守、トラブル情報の収集について引き続きご協力頂きますようお願いいたします。

2. 開催概要

- 2-1. 名称 第三回まつ毛エクステンション業界会議
- 2-2. 主催 一般社団法人日本まつげエクステメーカー連合会（略称：まつれん）
- 2-3. 後援 消費者庁
- 2-4. 協力 株式会社リクルートライフスタイル ホットペッパービューティーアカデミー
- 2-5. 首題 まつ毛エクステンションの施術による消費者危害の未然防止と拡大防止
- 2-6. 日時 2016年11月8日（火）14:00-16:30（開場：13:30）
- 2-7. 場所 株式会社リクルートライフスタイル 会議室
（東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウサウスタワー32階 セミナールームE）
オフィスタワー2Fで受付を行っております。まつ毛エクステンション業界会議受付までお越しください）※受付時間は13:20-13:50まで。以後の受付はできませんのでご了承ください。
- 2-8. 会議内容

- ① トラブル情報の共有 継続実施の為、再度ご説明申し上げます
※危害の未然防止と拡大防止のための「トラブル情報収集と情報共有」
※継続的な情報提供をお願い申し上げます
※最新版のまつ毛エクステンショントラブル件数共有（独立行政法人国民生活センター調べ）
- ② 危害のきっかけとなる「施術用具に関する業界自主基準」について
（ご説明・業界基準として普及啓蒙協力要請）業界基準説明とセーフティまつれんのご説明／業界自主基準の今後
- ③ 株式会社リクルートライフスタイル ホットペッパービューティーアカデミーによるまつ毛エクステンション業態とカスタマー満足度等
- ④ セルフまつ毛エクステンションについて
国会 衆議院 厚生労働委員会
まつ毛エクステンションの施術に関する質問主意書
- ⑤ 関係省庁の見解・要望等、皆様のご意見・ご質問

3. 出席者

※順不同 官民 36 団体企業延べ 45 名の参加

●まつ毛エクステンション道具メーカー（まつれん加盟会社）

- ・株式会社松風 三本松征彦 宮本恵介
- ・有限会社はまざき 中嶋生 渡辺幸子
- ・株式会社ビュプロ 廣瀬涼子
- ・株式会社テクニコ 渡邊久美 西尾寿美
- ・株式会社 Pro Shop 内藤陽 坂本
- ・株式会社 Kichi 山本美穂 松成能希
- ・株式会社 EyeBarance 佐藤慶子
- ・株式会社トリコインダストリーズ 村島有治 安場優華
- ・まつれん運営事務局 宮原直樹

●関係省庁・独立行政法人

- ・消費者庁 消費者安全課 岡崎氏 石井氏
- ・独立行政法人 国民生活センター 小野寺氏

●まつ毛エクステンション並びに美容関連業界団体・協会

- ・公益社団法人 日本理美容教育センター 有村（阿部）氏
- ・一般社団法人 日本まつ毛エクステンション認定機構 （佐藤氏・竹鼻氏）
- ・一般社団法人日本アイリスト協会 志田氏
- ・特定非営利活動法人 アイラッシュ・メイク技能検定協会 村橋氏

- ・一般社団法人国際アイスタイリスト協会 三浦氏
- ・東京都美容生活衛生同業組合 鈴木氏

●**関連団体・協会・マスコミ・保険・企業**

- ・株式会社リクルートライフスタイル 服部氏
- ・一般社団法人 JMA 田岡氏 永倉氏
- ・エイチビーエム (Hair Beauty Medix) 武田氏
- ・アーツ共済 高橋氏
- ・健康情報ビジネス株式会社 松井氏 福原氏
- ・タカラベルモント株式会社 松本氏

●**まつ毛エクステンション道具メーカー（非まつれん加盟会社）**

- ・株式会社アイラッシュガレージ 伊藤氏
- ・feel 田中氏
- ・株式会社 Radiact 萩本氏 山本氏
- ・株式会社 YOU BEAUTY 徳永氏

●**美容ディーラー・問屋・販売企業**

- ・株式会社きくや美粧堂 黒木氏
- ・株式会社菊星 竹鼻氏
- ・株式会社ビューティガレージ 野村氏

●**まつ毛エクステンションスクール運営企業・まつれん賛同会員**

- ・スリースターズスクール（株式会社 BAUHAUS） 正井氏
- ・株式会社 ARA 前田氏
- ・株式会社 K&S 嶋田氏
- ・まつげ家 Leaf 大高本店 鈴木氏
- ・株式会社アイエフラッシュ 寺本氏
- ・Iris（アイリス） 小原氏

4. 欠席者

順不同

●**関係省庁**

- ・厚生労働省 健康局生活衛生課 高田氏
- ・厚生労働省 医薬食品局審査管理課 化学物質安全対策室 古田氏

●**まつ毛エクステンション道具メーカー（非まつれん加盟会社）**

- ・株式会社 LASHDOLL JAPAN 吉田氏

●**団体・企業等**

- ・全日本美容業生活衛生同業組合連合会 細井氏
- ・一般社団法人日本眉目美容協会 大澤氏
- ・IFL まつげエクステンション協会 園部氏
- ・一般社団法人日本まつげエクステ協会
- ・株式会社 LadyCoco Japan
- ・株式会社 Threebeauty

5. 開催プログラム

- 司会進行 : 一般社団法人日本まつげエクステメーカー連合会 運営事務局
- 運営・受付 : 一般社団法人日本まつげエクステメーカー連合会 加盟メーカー

| 時間 | 開催概要 | 担当 |
|-------|---|---|
| 14:00 | <p>■第三回まつ毛エクステンション業界会議開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開会宣言 | <ul style="list-style-type: none"> ・挨拶：渡邊氏（まつれん加盟メーカー） |
| 14:15 | <ul style="list-style-type: none"> ・まつれんとは ・業界会議の主旨と目的 | <ul style="list-style-type: none"> ・説明：宮原（まつれん運営事務局） |
| 14:15 | <p>■まつれんについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まつれんが行っている業界自主基準について | <ul style="list-style-type: none"> ・説明：宮原（まつれん運営事務局） ・補足説明：まつれん加盟メーカー |
| 14:25 | <ul style="list-style-type: none"> ・セーフティまつれん活動について | |
| 14:25 | <p>■第二回まつ毛エクステンション業界会議後のまつれんの活動報告</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・説明：宮原（まつれん運営事務局） |
| 14:35 | | |
| 14:35 | <p>■危害の未然防止と拡大防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国民生活センター情報提供 (2015年度のまつ毛エクステンショントラブル件数) ・具体的なトラブル内容 ・トラブル情報の収集と共有・協力について <ul style="list-style-type: none"> ・トラブル情報提供シート ・情報発信 | <ul style="list-style-type: none"> ・説明：宮原（まつれん運営事務局） |
| 15:00 | <ul style="list-style-type: none"> ・トラブル解決目安箱 | |
| 15:00 | <p>■株式会社リクルートライフスタイルからの情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まつ毛エクステンションの利用実態や、ホットペッパーに寄せられるトラブル等 | <ul style="list-style-type: none"> ・服部氏（株式会社リクルートライフスタイル） |
| 15:20 | | |
| 15:20 | <p>■セルフまつ毛エクステンションについて</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・説明：宮原（まつれん運営事務局） |

| | | |
|----------------|---|---------------------------------------|
| 15:40 | ・国会 衆議院 厚生労働委員会 まつ毛エクステンションの施術に関する質問主意書 | |
| 15:40 15:50 | ■関係省庁の見解とご意見 ・消費者保護の観点から業界への要望及び現在の活動について等 | ・岡崎氏(消費者庁消費者安全課) |
| 15:50 16:10 | ■ご意見やご提案 | ・説明:宮原(まつれん運営事務局) ・補足説明:まつれん加盟メーカー |
| 16:10 16:30 | ■第三回まつ毛エクステンション業界会議総括 ・閉会宣言 | |

6. 総括

6-1. 業界自主基準について

接着剤等は雑貨扱いとなるため、法的に規制はありません。まつ毛エクステンションは目元の近いところで使用されますので、消費者に安心安全にまつ毛エクステンションを楽しんでいただくため、まつれんでは自主的に規制を設け、遵守しております。

●メチルシアノアクリレートの主成分は使用しない・販売しない

※メチルシアノアクリレートは刺激性が高く、トラブル事例の報告が多々ありましたので、まつれんでは2014年8月31日より禁止と致しました。

●ヒトパッチテスト(ヒト皮膚一次刺激性検査)義務

まつれん加盟会社の販売するすべてのグルーはヒトパッチテストの検査義務を行っております。まつれんが定める 基準値 刺激指数10以上の商品の販売をする事を禁止しております。また、新商品に関しては、販売前にパッチテストを行い、基準値以下の商品しか販売できません。

※上記の検査は第三者検査機関にて実施しております。

●ホルムアルデヒド検査義務

正式名称:「まつ毛エクステ用グルー ホルムアルデヒド検査(まつれん自主基準)」

まつれん加盟会社の販売するすべてのグルーはホルムアルデヒドの検査義務を行っております。まつれんが定める基準値75マイクログラムパーミリリットル以上の商品の販売をする事を禁止しております。また、新商品に関しては、販売前にホルムアルデヒド検査を行い、基準値以下の商品しか販売できません。

※上記の検査は第三者検査機関にて実施しております。

●使用期限

グルーの増粘劣化によるものと考えられるトラブル発生が確認されたため、まつれんでは未開封時の使用期限の記載を行うことに決定致しました。未開封時の使用期限は外装からもわかるよう記載する旨を自主基準として設けました。まつれんでは2015年11月より全加盟メーカーが実施しております。

●SDS（安全データシート）の保持義務

2013年4月より、販売するすべてのグルー・リムーバーの日本語表示のSDSを保持し、購入者から請求があれば直ちに提出できる体制を構築しております。また、一部のメーカーでは購入の際に同封、ホームページで見ることができ体制を構築しております。

※安全性への取り組みの証として、これらの検査等をクリアした商品をまつれんでは「基準適合品」と名付けております。

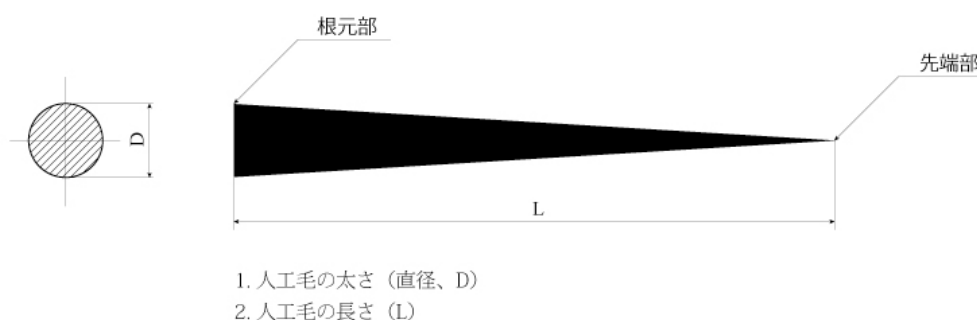
●人工毛のサイズ規定

2016年3月28日にまつれん定例会議で可決された「人工毛のサイズ規定」についてご説明させていただきます。

1. 人工毛の太さは、根元部の直径となります。

※但し、長さの短い人工毛に関しては規定よりも細い場合があります。

2. 人工毛の長さは、根元部から先端部分までの全長のことです。



6-2. セーフティまつれんについて

まつれんでは、第二回業界会議開催後からサロンや消費者に向けた情報発信を行っております。この活動を「セーフティまつれん」として称しております。

※2015年10月末より専用チラシの配布を開始しております。

●サロン向けチラシ「後を絶たないまつ毛エクステのトラブル」

まつげエクステの商材メーカーの観点からサロン関係者に正しい道具の使い方やトラブル情報の発信行っていきたいと考えております。

●消費者向けチラシ「正しいまつエクサロンの選び方」

消費者にも知っていただきたい。よいサロンの選び方やまつげエクステのリスク。このチラシをサロンへ配布し、消費者に認知いただけるよう進めております。

※上記 2 種類のチラシを「サロン」などへの配布、まつれんホームページや加盟メーカーのホームページでいつでも閲覧できるように掲載しております。今後も継続的に展開して参ります。
(また、サロン向けチラシの更新版につきましても、現在作成中です。)

6-3. 第二回まつ毛エクステンション業界会議で決議された内容の再確認

●決議事項

下記の事項につきまして、引き続きご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

- ・トラブル情報の提供と共有
- ・トラブル解決目安箱の設置と誘致
- ・セーフティまつれんの活動協力

6-4. 危害の未然防止と拡大防止

●独立行政法人国民生活センターに寄せられた「トラブル情報件数」

| 年度 | トラブル件数 |
|---------|--------|
| 2010 年度 | 103 件 |
| 2011 年度 | 103 件 |
| 2012 年度 | 147 件 |
| 2013 年度 | 122 件 |
| 2014 年度 | 132 件 |
| 2015 年度 | 92 件 |

※独立行政法人国民生活センターにはトラブル内容が記載されております。

各自ホームページにてご確認ください。 <http://www.kokusen.go.jp/>

●トラブルの情報提供シート

※別紙配布資料「顧客対応記録（商材・道具メーカー用）」「顧客苦情対応記録表（サロン用）」
をご活用頂き、トラブル情報の集約分析にご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

●トラブル回避方法の情報発信協力

トラブル情報・解決・回避方法等に関しまして適宜発信を行う予定です。より多くの施術者に情報発信できるよう関係者様のご協力をお願い致します。

●トラブル解決目安箱への誘致協力

まつれんのホームページにトラブル解決目安箱を設置しております。サロンや消費者等への誘致ご協力をお願い致します。(各社ホームページへのリンク協力をお願い致します)

6-5. 株式会社リクルートライフスタイル 服部氏より「まつ毛エクステの利用実態等」

主題：「まつ毛エクステの利用実態」

2016年上期美容センサスをスクリーンに投影しご説明頂きました。

(一部抜粋：サロンで言えなかった、できなかったことでストレスを感じたこと。一番多いのが、12.3%を占める希望のデザインを聞かれたが、どうしていいかわからない、何と言っていいかわからない、という方が10人に1人いらっしゃるということです。特に何ミリの長さにしますかと言われても、お客様は何と答えていいかわからない、という方がすごく多い。)

6-6. セルフまつ毛エクステンションについて

まつれんでは、2016年3月の第10回定例会議の場において、昨年12月27日に毎日新聞に掲載されたセルフまつ毛エクステンション」に関する記事、及び、インターネット検索エンジンから検索したセルフまつ毛エクステ協会情報が読み上げられ、意見交換を行いました。**意見交換の結果、消費者保護の視点に立ち、本会議参加者が合同でセルフまつ毛エクステンションに対する注意喚起を行う為の広報活動を行うことについて採決を行ったところ、出席者全員の賛成により承認された。**

●以下、参考情報として：2015年12月27日 毎日新聞より抜粋

※国会 衆議院 厚生労働委員会にて取り上げられた【まつ毛エクステンションの施術に関する質問主意書にある「セルフエクステ」】の詳細につきましては、各自ご確認ください。

まつげに接着剤で人工毛を取り付ける「まつげエクステ」を巡り、客に有料で指導して自分で付けさせる「セルフ方式」が出回り始めている。まつげエクステは、健康被害が後を絶たず、施術には美容師免許が必要な行為。無免許業者の摘発が全国で相次いだため、美容師法の規制が及ばないセルフ方式が抜け道となっている可能性がある。セルフ方式による健康被害の報告はまだないが、国民生活センターは「重大事故につながる恐れがある。免許があり、熟練した技術を持つ専門店で施術を受けるべきだ」と注意を促す。「コストパフォーマンスが良く両目で数百円」「美容師免許は必要ありません」。セルフ方式の店の宣伝文句だ。エクステはエクステンション(拡張)の略で、長いつけ毛の意味で使われる。毎日取り外すつけまつげと違い、専用の強力接着剤で人工毛を付ける韓国発祥の美容法だ。まつげエクステを巡っては、刺激の強い接着剤などによる健康被害が相次ぐ。全国の消費生活センターには「施術後に目がはれた」「涙が止まらない」などの相談が寄せられ、厚生労働省は2008年、美容師免許を義務

付ける通達を出した。その後も被害相談は絶えず、国民生活センターによると2010～14年度で計599件に上る。国民生活センターのアンケートでは、利用者の4分の1が施術後に目の痛みやかぶれを経験していた。この間、免許のないエステ店やネイルサロンでの施術が横行。全国の警察は経営者を美容師法違反容疑で逮捕するなど、10～14年に計約40件を検挙した。このため、無免許営業は減ったが、代わってここ数年で広まったのがセルフ方式。インターネットなどで集めた客に接着剤やピンセットの扱い方を指導し、相場は2～3時間で1万数千円。一度受講すると、以降は人工毛などの消耗品の費用だけで済む。毎回数千～1万円が必要な専門店より安価で人気があるという。美容師法が適用されるのは客への施術に限られ、セルフ方式は「グレーゾーン」。ある警察幹部は「客の肌に触れない以上、美容師法を適用するのは難しい」と打ち明ける。セルフ方式の広がりを受け、専門店の業界団体「日本まつげエクステンション協会」（東京）は、消耗品の販売業者に呼びかけて購入時に免許を確認することを検討。北沢雅一理事長は「閉店した無免許の経営者がセルフ方式を隠れみのにしているのでは」とみる。まつげエクステに関する厚生労働省の検討委員を務めた福下公子・日本眼科医会副会長の話通常は目を閉じて付けるが、セルフ方式では開けた状態で行うため、接着剤で角膜炎を起こしたりピンセットで目を傷つけたりするリスクが高い。視力低下の恐れもあり、極めて危険だ。重要な施術前のカウンセリングもできない。健康被害が起きても、指導した店は「自己責任」と主張するため、被害者が泣き寝入りしかねない。早急な対策が必要だ。

6-7. 消費者庁消費者安全課 岡崎氏より「消費者保護の観点から業界への要望及び現在の活動について等」

消費者庁の立場から、本会議は業界関係者がお互いに意見交換をしながら、今後、より良い改善策、また、消費者トラブルを減らす機会のある場であるとの認識であること。また、今後、業界団体関係者もこのまつ毛エクステンション業界において、自主的な安全性確保のために取り組んで頂きたいこと、これは非常に重要との意見を述べられました。

7. 業界会議風景



8. 会議終了

議事が終了し、午後 4 時 30 分に業界会議は終了した。

平成 28 年 12 月 22 日(木)

一般社団法人 日本まつげエクステメーカー連合会

〒550-0002 大阪府大阪市西区江戸堀 1-18-11-504

TEL 06-6443-3420 FAX 020-4664-2417

E-mail info@mtr.or.jp